

宜野湾市行財政改革推進計画（素案） （集中改革プラン）

平成18年3月

「宜野湾市行財政改革推進計画（集中改革プラン）素案」

【 目 次 】

はじめに

- 1．目的
- 2．計画期間及び計画の見直し
- 3．進行管理

改善・改革の取組み

- 1．事務・事業の見直し
- 2．民間委託等の推進
 - (1) 民間委託等の推進
 - (2) 指定管理者制度の活用
- 3．定員管理及び給与の適正化
 - (1) 職員数及び職員給与の現状について

- 3 - 1．定員管理の適正化
 - (1) 定員適正化計画の概要
 - (2) 過去の純減実績内容
 - (3) 今後の目標値

- 3 - 2．手当での総点検をはじめとする給与の適正化

- 4．第三セクターの見直し
 - (1) 対象施設
 - (2) 既存法人の見直し
 - (3) 職員数・監査・点検評価・情報公開
- 5．地方公営企業関係
 - (1) 経営改革の推進
 - (2) 定員管理に関する計画及び給与の適正化に関する計画

- 6．経費節減等の財政効果

- 7．職員の意識変革と市民との協働

はじめに

1. 目的

「宜野湾市行財政改革推進計画（集中改革プラン）」（以下「集中改革プラン」という。）は、「宜野湾市行財政改革大綱」に掲げた重点項目を受け、行財政改革を計画的に実施するための方策を示したものです。

厳しい財政状況が続く中、新たな行政システムの構築を図り、危機的な財政状況を回避し、自立と協働のまちづくり実現をめざすためには、本集中改革プランによる改革が必要不可欠であります。

国においては、各自治体に、より一層の行政改革の推進に努めるべく、平成17年3月に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を示しました。

本市は、その指針に基づき、

事務・事業の見直し

民間委託の推進

定員管理の適正化

手当等の総点検をはじめとする給与の適正化

第三セクターの見直し

地方公営企業関係

経費節減等の財政効果

職員の意識変革と市民との協働

の推進項目を中心に、特に重視して取り組むべき事項を具体的な計画内容や目標数値、実施年度を可能な限り掲げていきます。

2. 計画期間及び計画の見直し

集中改革プランの計画期間は、平成17年度から平成21年度までの5年間とします。

しかし、同計画の始期が第三次行財政改革大綱の最終年度にあたることから、平成18年度に新たに策定される「（仮称）第4次宜野湾市行財政改革大綱」の視点も盛り込みながら、あわせて、第三次行財政改革大綱実施項目の取組状況や組織改革等を考慮しながら、必要に応じて適切に計画内容を見直すものとします。

3. 進行管理

集中改革プランの進行管理は、計画の進捗状況を毎年度把握し、改革の着実な推進を図るものとします。

あわせて、宜野湾市行財政改革委員会から意見を聴取するほか、市民からの意見を広く取り入れるため、計画の実施状況については、定期的に市広報誌やホームページなどを通じて公表していくものとします。

. 改善・改革の取組み

1. 事務・事業の見直し

限られた財源の中で、複雑多様化する住民サービスを適切に対応するためには、各事務事業を多角的に検証し、事務・事業執行の成果を「最小の経費で最大の効果」をあげるため不断の見直しを行いつつ、市民サービスの向上を目指し、経費の削減に努めます。

そこで、成果重視の効率的・効果的な行財政運営推進のため、各種事務事業等の見直しを行います。

具体的には、平成17年度に実施した事務事業の洗い出し(基礎)調査をベースに効果的なマネジメントサイクルの確立を目指した「事務・事業評価」の実施を行い、行政情報化整備事業(包括的なアウトソーシング)の第2次稼働と連動しながら取り組みを進めていくこととします。

主な取組内容	期待される効果・目標数値	推進年度					備考
		平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	
ワンストップサービスの検討	市民サービスの向上、業務改革を進めることを目的とし、行政手続等のワンストップ化の検討を行います。	検討	検討	実施			
新総合計画を実現しうる組織・機構改革	政策・施策等(地域戦略)に応じて効果的・効率的にそれを実践し得る組織機構のあり方について検討を行います。	検討	検討	検討	実施		

業務マニュアルの整備	業務フローや業務内容を「行政評価」の実践を行いながら「業務マニュアル」を整備し、行政の連続性を確保する。	検討	試行	実施			
行政情報化整備事業の推進	行政事務の電子自治体化に向けて電子情報システムの包括的アウトソーシングを行います。 平成 17 年度基幹システム稼働 平成 18 年度給与システムや財務会計システム、文書の電子決裁への移行	実施					
電子入札制度の導入	公共工事の入札及び契約の適正化を促進するため、透明性の確保、公正な競争の促進を図ります。	検討	検討	実施			
税の徴収対策の向上	平成 16 年度より、徴収嘱託員を配置することで、租税負担の公平性の確保のもと、徴収率の向上を図り、自主財源の確保に努めてまいりました。また、課税客体の適正な把握に努め、収納率の向上を推進します。	実施					
使用料・手数料の見直し	受益者負担の観点からコストバランスの点検を行うとともに、他市の状況を勘案し、適正な価格を維持する。	検討	検討	実施			幼稚園入園料・保育料の見直し(18年度効果額：2,223千円)
補助金・負担金の見直し	補助金・負担金については、その事業の目的、効果を総合的に判断し、公共的必要性、有効性、公平性の観点に立ち、そのあり方について十分に検討し、また、補助金・負担金が適正に執行されているかどうか評価するようなシステムづくりを行っていきます。	検討	検討	実施			

<p>特別会計の財政の健全化(老人医療・介護保険・国民健康保険)</p>	<p>高齢者の加入率の増加や生活習慣病等の増加により医療費が年々増加し、給付と税把握の不均衡が生じ、国保財政を圧迫していることから、下記事項の医療費の適正化と抑制に努めます。</p> <p>市民健康増進を進めて医療費の抑制に努めます。</p> <p>保険税の目標値を設定し、収納率の向上に努めます。</p> <p>レセプト内容の点検業務の充実、保健事業の人間ドックへの助成及び重複・他受診者への訪問指導等を強化し、医療費の適正化に努めます。</p>		<p>検討</p>	<p>実施</p>			
--------------------------------------	--	--	-----------	-----------	--	--	--

2. 民間委託等の推進（指定管理者制度も含む。）

(1) 民間委託等の推進

本市においても、民間委託等の民間活力の導入を積極的に進めてきたところであるが、今後も市民サービスの向上、行政運営の効率化等を図るため、民間活力に委ねることが適当なものについては、適正な管理・監督の下に公共性及び行政責任の確保が図られること等に留意して積極的に推進します。

あわせて、平成17年度から実施しています事務事業の洗い出し(基礎)調査を進める中で、委託化が可能な事務事業を選択し、平成18年度内の早い段階で、「外部委託実施マニュアル」の策定を進めていきます。

(2) 指定管理者制度の活用

公の施設運営については、これまで市が直接行うか、公共的な団体などに管理を委託してきましたが、今後は、地方自治法の一部改正に伴い創設された指定管理者制度を積極的に活用し、民間業者等も含めた団体に管理を委ねること、更なる市民サービスの維持向上と経費の縮減を図っていきます。

平成17年度には、「指定管理者制度移行にあたっての指針」を策定し、本市の西海岸に位置する「宜野湾海浜公園内の区域の一部及び産業展示館（宜野湾市トロピカルビーチエリア）」への指定管理者制度を導入し、また、学習等供用施設（8施設）宜野湾市シルバーワークプラザの管理運営を指定管理者へ委任いたしました。

今後は、海浜公園やその周辺施設をはじめとして、平成20年度に完成予定のマリン支援センターや他の公の施設において年次的な導入計画の策定に向け、検討していきます。

3. 定員管理及び給与の適正化

(1) 職員数及び職員給与の現状について

下表は、県内10市における状況を人口規模、産業構造等に違いはありますが、職員数及び給料等の現状比較を行うために作成いたしました。

県内10市現状比較

(平成17年4月1日現在)

	人口(人)	職員数(人) 1	職員一人当たり の市民数(人)	平均給料月額 (円)	ラスパイレス指数 2
那覇市	310,688	2,959	105.0	348,600	97.5
平良市	35,090	395	88.8	342,103	91.2
石垣市	45,705	579	78.9	344,500	89.3
浦添市	107,026	863	124.0	345,000	97.2
名護市	58,083	622	93.4	337,966	93.7
糸満市	57,108	500	114.2	349,800	95.5
沖縄市	130,117	1,050	123.9	334,400	94.4
豊見城市	52,546	386	136.1	340,800	94.5
うるま市	115,750	1,091	106.1	332,380	94.1
宜野湾市	88,565	704	125.8	328,754	93.5

類似団体³比較(平成16年度定員管理調査より)

大部門	実数	修正値 4	超過数
一般行政(A)(議会・総務・税務・民生・衛生・労働・農林水産・商工・土木)	375	452	77
特別行政(B)(教育・消防)	231	240	9
普通会計(A)+(B)	606	692	86

上記の2表のとおり本市においては、県内10市及び全国の類似団体と比較しても少ない職員数で行政運営を行っており、平均給料月額を比較しても低く抑えた状況で市民サービスを行って参りました。

- 1 職員数：平成17年度地方公共団体定員管理調査に基づき作成
- 2 ラスパイレス指数：地方公共団体の一般行政職員の平均給与額を求め、国の平均給与額を100として算出した指数
- 3 類似団体：都市形態（「人口」、「産業構造」）の似通っている自治体を一定の類型に従い、分類したもの。本市の分類は「F - 」で、県内には類似自治体なし、県外では33市ある。（平成16年度地方公共団体定員管理調査）
- 4 修正値：類似団体比較の際に職員を配置している市町村のみの職員数の平均値

3 - 1 . 定員管理の適正化

【宜野湾市定員適正化計画】

（1）計画の概要

計画期間：平成18年4月1日～平成22年4月1日（5ヵ年）

目 標： これまでも、事務事業や職員配置見直し等積極的に取り組み職員数の削減に取り組んできましたが、さらなる財政の健全化を推進していくため、「宜野湾市定員適正化計画」（平成17年11月策定）に基づき、計画的な職員数の抑制を図っていきます。

目 標 値： 計画期間内（平成18～22年度）に35名（5%）の職員の削減を目指します。

手 法： 計画期間内に職種ごとの個別計画とし、退職者の推移を勘案しながら職員採用を行います。

財政効果： 計画期間の5年間に退職者145人、新規採用者数を110人として見込み、更なる財政の健全化を図っていきます。
【計画期間（5年間）の効果目標額： 245,000千円】

（2）過去の純減実績内容

平成11年4月1日の職員数は719名であったが、平成14年度の機構改革による組織の統廃合、平成17年度秘書課と広報交流課の統合、次長兼務制の推進などにより平成16年4月1日までに8名の削減を図りました。

（純減率 1.11%）

(平成11年度から平成16年度)

(各年度4月1日現在)

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	計
総職員数(人)	719	717	712	714	710	711	
対前年度比増減数		2	5	2	4	1	8
							1.11%

(3) 今後の目標値 (平成17年度から22年度)

(各年度4月1日現在)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	計
総職員数	707	697	694	689	680	672	
採用予定者	-	34	8	13	22	33	110
退職予定者	-	44	11	18	31	41	145
対前年度比増減数	-	10	3	5	9	8	35
目標進捗率	-	28.6%	37.1%	51.4%	77.1%	100%	5.0%

今後の定員管理のあり方：

- 民間委託(指定管理者制度の導入)や市民との協働の推進
- 事務処理の簡素合理化
- 新たな行政に対する部門間の調整措置
- 計画的な職員採用と適切な人材配置

3-2. 手当での総点検をはじめとする給与の適正化

給与につきましては、国や県の状況及び人事院勧告を勘案しながら、健全な財政運営に向けて、市民の理解、社会的認知を得られる人件費の水準の実現、歳出抑制を目的とした給与の適正化を目指して取り組んでまいります。

あわせて、各種手当等の見直しも行います。

主な取組内容	期待される効果・目標数値	推進年度					備考
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
退職手当の支給率の見直し	段階的に支給率の見直しを行い、平成18年1月1日において国と同様	実施					平成16年度より段階的に見直しを実施
定年退職時の特別昇給の廃止		実施					平成17年度実施済み
給与構造改革	給料表の見直し	民間水準の地域格差を考慮し、給料表の水準の平均4.8%引き下げる。	検討	実施			
	高齢層職員の昇給抑制	55歳以上の職員の昇給については、通常の職員の半分程度に抑制	検討	実施			
	級別標準職務表の改正	級別標準職務表に適合しない級への格付け見直しを図る。 旧6級における主任主事を新4級では、位置付けを行わない。	検討	実施			
	枠外昇給の廃止	職務の級の最高号給を超えて、昇給は行わない。	検討	実施			
	人事評価制度の導入	勤務実績を適切に昇給制度へ反映できるよう公平かつ透明性のある人事評価制度を確立させる。	検討		試行	試行	実施
退職手当制度の見直し	在職期間中の貢献度をよりの確に反映できるよう制度の見直しを図る。		検討	実施			
諸手当	通勤手当	バス賃相当分支給を距離に応じた額で支給を是正	検討	検討	実施		
	特殊勤務手当	制度の趣旨に合致しないもの等の見直しを図る。	検討	検討	実施		

4. 第三セクターの等の見直し

(1) 対象施設

(平成17年3月31日現在)

法人名	出資額：千円（比率：％）
宜野湾市公共施設管理公社管理公社	30,000（100％）
宜野湾市土地開発公社	10,000（100％）
ティ・エム・オ普天間	53,000（67.3％）

(2) 既存法人の見直し

上記法人「宜野湾市公共施設管理公社」については、平成元年に設立され、主に本市西海岸にある都市公園、体育施設等の管理委託業務を行っていましたが、平成15年の地方自治法の改正により公の施設の管理・運営が民間の団体においても可能となり、より民間のノウハウが活かせる本市トロピカルビーチ周辺の海浜公園の一部に指定管理者制度を導入することになりました。また、設立以来、同公社が、管理委託を行っていた残りの施設については、一旦、直営に戻し今後、計画的に指定管理者制度の導入を検討して行くとして、同公社は、平成18年3月31日をもって解散することとなります。

(3) 職員数・監査・点検評価・情報公開の状況

(平成 17 年 3 月 31 日現在)

法人名	職員及び役員数		監査・点検評価の実施状況			情報公開の状況(公開している情報)						
	職員	役員	監査委員による監査	外部監査	委員会等による定期的な点検評価	財務諸表		財務諸表の概要	事業計画	財政支援の状況	監査・点検評価の結果	人件費
						P/L	B/S					
宜野湾市公共施設管理公社管理公社	11	9(1) ()内の数字は常勤職員と兼務人員		×	×						×	×
宜野湾市土地開発公社	8(7) ()内の数字は市職員の兼務人員	11		×	×	×	×	×	×	×	×	×
ティ・エム・オ普天間	2	7		×	×	×	×	×	×	×	×	×

実施： 未実施：×

5 . 公営企業関係

(1) 各公営企業の職員数の推移

(各年度 4 月 1 日現在) (単位;人)

	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
水道事業	41	40	39	36	36	34	33	32
下水道事業	17	17	17	17	17	15	15	14
宅地造成事業	13	13	12	13	14	15	15	15
介護サービス事業	29	30	30	30	30	30	30	29

(2) 経営改革の推進

上水道事業

上水道の整備については、漏水防止対策を強化し、水道施設の整備と水の安定供給に努めるとともに、有収率を高めるために経営の健全化・効率化を推進し、経営基盤の強化に取り組みます。

下水道事業

厳しい財政状況の中、維持管理費の増大が懸念されますので、経費節減等の施策を実行するとともに使用料の増収のために下水道の一層の普及促進を行うなど、下水道事業の合理的な経営に努めます。

宅地造成事業

宇地泊第二土地区画整理事業については、全国的な地価下落への傾向がありますが、都市機能用地への企業立地と連携しながら保留地処分の推進を図り、事業の早期完了に取り組みます。

介護サービス事業（市立特別養護老人ホーム福寿園）

利用者が快適な在園生活を過ごすため、各実施事業において利用者個々のニーズにあった質の高い介護サービスの提供に努めます。

(3) 民間委託等の推進

高度化・多様化する市民ニーズへの対応や、効率的な市政運営を実現するため、民間のノウハウを取り入れる等して経営の健全化、効率化等各事業の経営の活性化を推進します。

(平成11年度から平成16年度の状況)

水道事業

水質検査(毎日検査)の委託(平成14年度より実施)

量水器取替(検満メーター取替)業務の委託(平成16年度より実施)

昼休みの料金徴収業務委託(平成17年より実施)

下水道事業

管路の維持管理、ポンプ場維持管理委託(平成11年度より実施)

宅地造成事業

補償費積算・造成工事委託（平成 14 年度より実施）

（４）定員管理に関する計画及び給与の適正化に関する計画

定員管理及び給与の適正化に関しては、事業として独立した形態をなしておらず、先に策定した宜野湾市定員適正化計画に沿って見直しを行い、年度ごとに検討していきます。

6．経費節減等の財政効果

限られた財源の中で、複雑化・多様化する市民ニーズに適切に対応していくためには、各事務事業を多角的な視点から検証し、事業の必要性・緊急性等の見直しを行い、「最小の経費で最大の効果」をめざし、歳出全般の総点検を行い、歳入においても市税収納率向上に向けた取り組みなど健全な市政運営を目指します。

平成 17 年度は、第三次行財政改革大綱の最終年度にあたることから、各項目の進捗状況の検証を行う年と位置付け、次年度に、新たに策定される「（仮称）第四次宜野湾市行財政改革大綱」を受けて、第三次大綱の未達成部分も考慮しながら各項目の具体的な目標値等の設定については、平成 18 年度を目途に行っていきます。

7．職員の意識変革と市民との協働

時代に求められる職員像と人材育成の取り組みの方向性を明らかにするために「宜野湾市人材育成基本方針」を策定し、職員の意識改革と組織の活性化を目指して、総合的な人材の育成を図るとともに、「市政の主人公は市民」を基本理念におき、市民、地域自治会、ボランティア、NPO等の市民力を育成し、市民等との協働を積極的に推進していきます。